

千労発雇均1124第1号  
令和4年11月24日

各団体の長 殿

千葉労働局長



### 冬季における年次有給休暇の取得促進について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、労働行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和4年10月28日公表の「令和4年就労条件総合調査」の結果によると、令和3年に58.3%と、前年より1.7ポイント上昇し、過去最高となったものの、依然として政府目標である70%とは大きな乖離があります。

また、労働基準法の改正により、平成31年4月から、全ての企業において年10日以上年休が付与される労働者に対する年5日の年休の確実な取得が求められているところです。

一方、導入が広がっている計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年休の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度については、新型コロナウイルス感染症対策として求められている、新しい働き方・休み方を実践するためにも効果的です。

このため厚生労働省では、10月の「年次有給休暇取得促進期間」に続き、この冬における年休の取得促進の気運を醸成するため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととしております。

貴職におかれましても、この趣旨をご理解の上、別添の広報文例も参考にしつつ、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知にご協力のほどお願いいたします。

なお、本リーフレット等は以下に掲載されていますので、併せてご活用ください。

○働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>  
「労働者の休み方に着目した取組等を知りたい」コンテンツ

○年次有給休暇取得促進特設サイト  
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(担当)

千葉労働局 雇用環境・均等室 養口  
電話：043-221-2307